

株式会社三田屋本店

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 係長やその手前の段階で多くの女性が滞留している。

3. 目標

・ 係長級の役職者に占める女性割合を6人以上（40%以上）とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 女性が少ない又は少ない部署・職種等へ女性を積極的に配置する

令和 4年 4月 ~ 部署・店舗・役割別の男女比率の確認
異動希望の確認

令和 4年 8月 ~ 異動だけでなく、採用活動においても女性の少ない部署・店舗・役割での採用を積極化していく

令和 8年 2月 ~ これまでの状況を分析し、新しい行動計画を策定